

人事・労務に役立つ情報満載！

# ニュースレター

by金ちゃん先生



11  
2018

通算110号

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail [bpbz707@tcct.zaq.ne.jp](mailto:bpbz707@tcct.zaq.ne.jp)

発行日：2018年10月30日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎



## 今回の「助成金紹介コーナー」ポイント解説

田中美鈴さんは助成金については素人同然！？ これからは自社申請の助成金について提出資料を作成しなければならず、不安で胸一杯！ そこでそのコツ・ポイントを徳本先生に伝授して欲しくて質問をぶつけました。

[注] ▼ **M** 山中金属工業(株)総務課 田中美鈴様、**I** 同 山本五十鈴様、**T** トクモト社会保険労務士事務所 徳本銀二先生

### 耳寄り情報1

### 『助成金紹介コーナー』⑨助成金の申請ポイントその1

**M** 「徳本先生、各々の助成金については申請の折りに聞くとして、共通的なコツを教えてください。」  
**T** 「はい。中々難しい質問で答えづらいですが、折角なので私の経験で感じたことを列記してみましょう。」

**M** 「わーい。抽象的では無く、なるだけ具体的に言ってよね。」  
**T** 「うーん。先ず助成金を助成金センターに提出して想うのは、全て要件通りに作成することです。先方の担当官は厚生労働省の決めた基準、要件に合致しているかどうか、綿密にチェックします。大阪助成金センターだけは申請数が多くて書類が揃っていれば受付して、後日不備点を電話や郵送で通知して来ますが他の助成金センター（デスク）はその場で綿密にチェックして即不備点を指摘します。」

**M** 「ふーん。先方の指摘が無いのか、その待っている時の心境は…？」  
**T** 「大きな声では言えないけど、正にまな板の上の鯉の心境です（笑）。」



**M** 「結構大きな声で言ってるけどね（笑）。」  
**T** 「未だ受け付けてくれて訂正や追加資料を要請されるのはいいですよ。余り不備が多いと却下されて返却されることがあります。正に絶望的ですが、これで怒ったり諦めるようでは、助成金申請代理は、とても務まりません。先方の指示を聞いて素直に再チャレンジすることが不可欠です。」

**M** 「それは大変ですね。前回こちらに来た時に先生の顔が歪んで見えたのは、却下の後だったのでは？」  
**T** 「但し、受け付けてくれない方が良い時もあるんです。もし受理不可の内容で受付されて審査で不受理決定になってしまうと取り返しがつかないからです。この続きは次回に致しましょう。」

【老齢年金支給請求、同参加申立て事件】 平成7年11月7日 最高裁判所第三小法廷

## ◆事件の概要

障害福祉年金と老齢年金の受給権を有する者（亡D）が、併給調整規定による老齢年金の支給停止措置は無効であるとし係争していたが死亡した。死亡した訴訟当事者の子（上告人）は相続により又は国民年金法第19条第1項の規定により老齢年金請求権を取得し、原告たる地位を当然に承継したと主張した。

## ◆—主文—

本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。



## ◆判決理由

国民年金法第19条第1項所定の遺族は、死亡した受給権者が有していた請求権を同項の規定に基づき承継的に取得するものと理解することができるが、自己が所定の遺族に当たるとしてその権利を行使するためには、社会保険庁長官に対する請求をし、同長官の支給の決定を受けることが必要であると解するのが相当である。国民年金法19条1項所定の遺族は、社会保険庁長官による未支給年金の支給決定を受けるまでは死亡した受給権者が有していた未支給年金に係る請求権を確定的に取得したということとはできず、同長官に対する支給請求とこれに対する処分を経ないで訴訟上未支給年金を請求することはできないものといわなければならない。そうすると、上告人は、本件訴訟とは別に社会保険庁長官に対する支給請求をした上で、必要があればこれに対する処分を争うべきものであって、上告人において亡Dの本件訴訟上の地位を承継することを認めることはできない。



金ちゃん先生のコメント 「未支給年金について、一定の請求手続も経ずに亡父の訴訟上の地位継承を認めることは出来ないのですね。」

## 金ちゃん先生行状記 ～ 新宮晋企画・演出「風の音楽会」を鑑賞に行きました。～

金ちゃん先生の母校大阪府立豊中高校の大先輩で東京芸術大学絵画科卒の新宮晋（しんぐうすすむ）氏は世界的に有名な芸術家で自然エネルギーで動く彫刻を世界各地に作り続けています。

2014年兵庫県立有馬富士公園休養ゾーンに世界で初めての風で動く彫刻12点が常設展示された「新宮晋風のミュージアム」がオープンしました。そこで行われた今回の「風の音楽会」は新宮氏が作詞、美声のシンガーソングライターのTeNさんが作曲した「空に落描き」がテーマミュージック。

その幻想的な舞台は荘厳で目を見張る迫力一杯でした！



## ＝「空に落描き」の1番のご紹介＝

むくむく雲が 大きな落描き ヨットやクジラ キリンにゴリラ  
空のキャンパス 風が吹く ブーン ブーン ブーン ブーン  
地球の上を風が吹く

有馬富士 麓に響く 風の音は 都会喧騒 忘する調べ



## トピックス 働き方改革関連法－時間外労働の上限規制①

平成 31 (2019) 年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、その主要な改正規定を、数回に分けて紹介させていただきます。まずは、時間外労働の上限規制（労働基準法の改正）を取り上げます。政府も、「残業時間（時間外労働）の上限を法律で規制することは、70 年前（1947 年）に制定された労働基準法において初めての「大改革」と、その重要性をアピールしています。

### .....時間外労働の上限規制① 上限規制の内容と罰則.....

#### <改正後の上限規制の内容と罰則>

##### ●法律による上限【原則】

時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

##### ●法律による上限【例外】

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項がある場合）には、上記原則の上限を超えることができますが、この場合でも次の上限は遵守する必要があります。

- ・年 720 時間以内
- ・複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）
- ・月 100 時間未満（休日労働を含む）

また、原則である月 45 時間を超えることができるのは、年間 6 か月までです。

##### ●上限規制違反で罰則が適用される場合

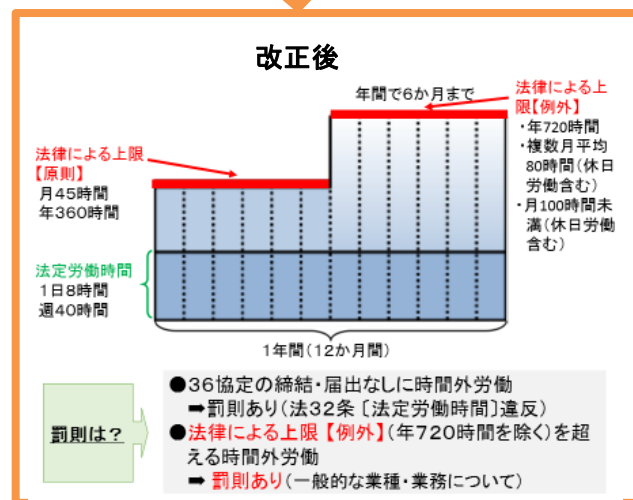
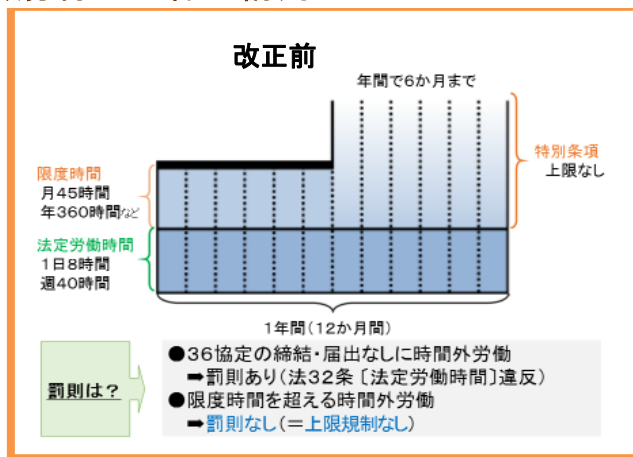
- ・複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）
- ・月 100 時間未満（休日労働を含む）

この上限に違反した場合には、罰則が適用されます。

罰則の内容は、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金。

④法律による上限【原則】を超える時間外労働が認められる「臨時的な特別の事情」とは、その事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合のことをいいます。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは、臨時的な特別の事情に当たらないことに注意しましょう。

★上記の上限規制は、平成 31 (2019) 年 4 月から施行されますが、中小企業への適用はそこから 1 年遅れとなります。1 年の猶予があるとはいえ、中小企業においても早めに準備しておく必要があるでしょう。助成金を利用できる可能性もありますので、是非、ご相談ください。



## 豆知識情報

### 企業業務型裁量労働制 ② 決議事項（法 38 の 4-I 各号、H15 厚労告 353 号）

労使委員会は、その委員の **5 分の 4 以上** の多数による議決により、次の事項に関する決議をするとともに、使用者は、当該決議を所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません（届け出なければ、企画業務型裁量労働制は、有効に成立しているものとは認められません。）。

- ①対象業務
- ②対象労働者の範囲
- ③対象労働者の **1 日当たりの労働時間**
- ④対象労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の **健康及び福祉を確保** するための措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること
- ⑤対象労働者からの **苦情の処理** に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。
- ⑥使用者は、対象労働者を対象業務に就かせたときは、当該決議で定める時間労働したものとみなすことについての当該労働者の **同意** を得なければならないこと及び当該同意をしなかった当該労働者に対して **解雇その他不利益な取り扱い** をしてはならないこと。
- ⑦その他厚生労働省令で定める事項

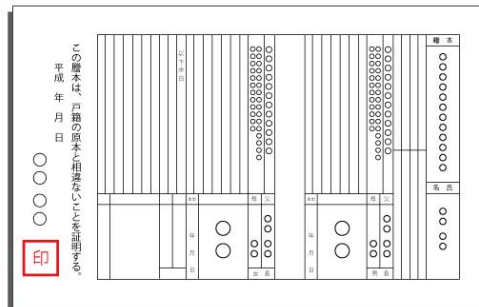


## トビックス 健康保険の被扶養者の届出 - 10月から添付書類の取扱いなどを変更

日本年金機構から、平成30年10月1日以降に受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いを変更するとのお知らせがありました。併せて、「健康保険被扶養者（異動）届」の新様式も公表されました。その内容を確認しておきましょう。

……………被扶養者に関する届出 - 添付書類の取扱いの変更等（平成30年10月～）……………

- 日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが変更（日本年金機構、全国健康保険協会のほか、各健康保険組合も同様）。
- これを受けて、届出に際して、所定の証明書類の添付が必要。
- しかし、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略が可能。



### < 添付書類の変更及び添付書類の一部省略 >

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合 … 預金通帳等の写し ・送金の場合 … 現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)  
・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

\* 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

★この変更に伴う新たな「健康保険被扶養者（異動）届」の記入方法も含め、気軽にご相談ください。



11/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業: 概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事</li> <li>● 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> </ul>
11/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>● 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)</li> <li>● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)</li> </ul>

◆あとかぎ◆ 早や今年も後2ヵ月を残すのみ。毎年同じことを言いながら歳を重ねて行きますよね。弊所も来年で開業10周年を迎えます。最初の3年間は研修会や交流会出席で慌ただしく過ごし、ようやくその後から商売につながる事が出始めました。石の上にも3年、先人は当を得たことを申されますね。そろそろ社労士として一人前の仕事をせねばと自覚し使命を痛感する今日この頃であります…。